

今年に入り、大仁警察署管内で車のライトをロービーム（下向き）のまま走行中に、歩行者の発見が遅れたため発生した重大事故は3件、うち1件が



死亡事故となつています。

とはいへ、道路交通法では第52条に、車両等は夜間、他の車両とすれ違う場合、または前車の直後を走行する場合、運転者はライトを減光しなければならぬと義務付けており、『減光等義務違反』として反則金の適用もあります。

ドライバーは、対向車や前車の真後ろを走行していないとき、ライトをハイビーム（上向き）にして走することに心掛け、悲惨な交通事故をドライバー自身で防止することが重要です。

問合せ 財務課 ☎ 055-948-1414

申し込み受け付けは5月16日(月)からです。融資枠に限りがありますので、お早めにお申込みください。

	住宅資金	教育資金
対象	市内に自ら居住するための住宅を新築または増改築、あるいは市内に土地、建物を購入する勤労者	本人またはその子弟が大学などに進学、在学するための資金が必要な勤労者であること
融資限度額	1 件 700 万円以内	1 件 200 万円以内
利率	年 1.60％（当初 10 年間） ※ 5 年返済の場合は年 1.35％	年 1.80％
返済期間	5 年以上 35 年以内（1 年単位）	最長 10 年 （在学期間中の据え置き含）
保証	保証機関の保証付。保証料負担あり	
担保	取得する不動産を担保として第 1 順位で設定。公的資金をあわせて受けた場合は後順位を認める	－
保証人	原則として必要なし	
その他	申込み受付け、資格審査、貸付業務等は静岡県労働金庫が実施	

[illegible]

＊入札参加申込書と応募要項等は、財務課で配布します。（市ホームページからもダウンロードできます。）
＊入札参加資格、入札保証金、入札手続き、物件調書等の詳細は応募要領を確認してください。
＊現地説明会や物件説明会等はいりません。現況での引き渡しとなりますので、あらかじめ現地を確認してください。

東日本大震災に便乗する悪質商法は許さない

ような未曾有の災害が発生している状況下において、地震に対する不安感を煽り、屋根など的高額リフォームの勧誘や、水道水の危険性などを根拠もなく述べて金銭をだまり取る事案が発生しています。また、浄水器や飲料水を電話で勧

誘ひ販売する、公的機関を装つて義捐金の募金を集めているかのよう^にに装い金銭をだまし取るなどの事案が、すでに発生しています。

このような商法は決して許さ
るものではありません。被害に遭
わないためにも、私たち一人ひと
りが、勧誘を受けた際には冷静な
判断をし、不要な契約はきっぱり



「こんなときに、
弱みにつけこむなんて。
人として許せない！」

消費生活相談 5/9・16・23・30の各9:00～15:00(電話相談可) 問合せ 観光商工課 ☎055-948-1480